

Ⅱ 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針

令和5年4月19日
吉岡町教育委員会

趣旨

この実施方針は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、吉岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について定める。

点検・評価の対象及び実施時期

- （１）点検・評価の対象は、毎年度策定する「吉岡町教育行政方針」に基づく主要施策・事業及び教育委員会の活動状況とする。
- （２）点検・評価は、施策・事業の進捗状況を総括し、課題を明らかにして次年度の取組みに資するため、毎年１回実施する。

資料の整理

点検・評価に資するため、教育委員会事務局は必要な資料を整理する。

点検・評価の実施方法

- （１）教育委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、法第26条第2項に定める教育に関する学識経験者の知見を得て、教育委員会において点検・評価を行う。
- （２）学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「教育事務点検・評価委員」を設置する。
 - ①「教育事務点検・評価委員」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②委員の任期は１年とし、再任を妨げない。
- （３）教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを吉岡町議会へ提出するとともに、公表する。

点検・評価の対象とする施策・事業（72事業）

I. 学校教育の充実

（１）学校教育環境の整備

- ①学校教育施設の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ②ICT環境の整備と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ③学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり・・・・・・ 3事業

（２）確かな学力の定着を図る学校教育の推進

- ①ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践・・・・・・・・・・ 3事業
- ②きめ細かな指導の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ③特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ④読書活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ⑤英語教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業

（３）豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

- ①基本的生活習慣の確立と感染症対策の徹底・・・・・・・・・・ 1事業
- ②豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成・・・・・・・・ 2事業
- ③福祉教育・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
- ④食育活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ⑤安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ⑥キャリア教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業

（４）子どもたちの健やかな成長を支援する取組

- ①心の安定を図る支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8事業
- ②保護者負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8事業

（５）学校運営への支援と施策

- ①校務負担軽減のための支援と施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ②教職員の指導力の向上と服務規律の確保・・・・・・・・・・ 1事業

- (6) 幼児教育との連携
 - ① 幼児教育との連携・・・・・・・・・・ 2 事業
- Ⅱ. 生涯学習・社会教育の推進
 - (1) 生涯学習の充実
 - ① 文化センター施設・設備の改修・改善・・・・・・・・ 1 事業
 - ② 住民参加の学習講座の開設・・・・・・・・ 1 事業
 - ③ 文化センターの活用推進・・・・・・・・ 1 事業
 - ④ 自主グループの育成・・・・・・・・ 1 事業
 - (2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進
 - ① 各年齢層に対応した学習機会の提供・・・・・・・・ 5 事業
 - ② 図書館活動の充実と読書推進・・・・・・・・ 2 事業
 - ③ 社会教育活動の推進・・・・・・・・ 2 事業
 - (3) 青少年健全育成の推進
 - ① 青少年活動と地域が支える健全育成・・・・・・・・ 4 事業
 - (4) 人権教育の推進
 - ① 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供・・・・・・・・ 1 事業
- Ⅲ. 文化・スポーツ
 - (1) 伝統文化の保存と活用
 - ① 文化財の保護と活用・・・・・・・・ 2 事業
 - (2) 芸術・文化の振興
 - ① 芸術・文化活動の支援・・・・・・・・ 2 事業
 - (3) 生涯スポーツの振興
 - ① スポーツ・レクリエーション活動の推進・・・・・・・・ 2 事業
 - ② スポーツ施設の整備・維持管理・・・・・・・・ 2 事業

※根拠法令「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(参考)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。